

平成25年10月17日

各 部 局 長 様

志木市長 香 川 武 文

平成26年度予算の編成について（通知）

平成26年度の予算編成方針を別紙のとおり定めたので、通知する。

なお、予算規則第5条の規定により、所管の課長に対し、予算の編成について指示するよう、あわせて通知する。

平成 26 年 度 予 算 編 成 方 針

「“市民力”再発見！夢と未来を語れる ふれあいあふれるまち志木」。新たなまちづくりのスローガンである。

そして、3つの基本理念、

- ① 対話力を通じて、市民のみなさま、各種団体のみなさまと共に議論をし、積極的に意見交換をしながら、その声がしっかりと行政に響く、しっかりと役所に届く志木市の実現
- ② 超高齢社会をむかえ、志木市の将来を支える若者たちが、夢と未来を語り合いながら、志木市にずっと住みたい、住み続けたいと思えるようなまちづくりの実現
- ③ 若者から高齢者の方々が、それぞれの知恵、経験を生かしながら、行政と共に汗をかき、ふれあいを感じられるまちづくりの実現

のもと、5つの行動指針、

- ① 市民がもっと主役のまちづくり
 - ② 市民の役に立つところの「市役所」への改革
 - ③ 市民に飛び込む政治姿勢
 - ④ 志木市の魅力を発信し、そして循環する経済を
 - ⑤ みんなの「いのち」、「子どもの未来」を大切にする
- を示したところである。

平成26年度の予算は、これらの基本理念、行動指針のもと編成される、私にとって初めてのものとなる。

編成を進めるにあたっては、これまでの思いつきの方法を廃し、各事業担当課において、市民の声をしっかりと分析し、プロセスを踏んで適正に行わなければならない。

あわせて、次の3つの事項を基本的な考え方として、予算編成の柱とすべきものとする。

第一に、7つの基本方針、35の実行計画を着実に推進するための予算を計上するものであること。

私の掲げるまちづくりの実行計画が、この4年間で確実に達成できるよう、それぞれの工程表に基づき、計画的な予算を計上するものとする。

第二に、事業仕分けの結果を踏まえた予算とすること。

9月から実施されている「志木市事業仕分け」により、行政効果

や効率性、行政関与の妥当性等の観点から事務事業を検証し、必要な見直しを行った予算を計上されたい。

なお、仕分けの結果、見直しとなった事業については、その影響を十分に勘案し、適切な代替案等を検討した上で編成を行うものとする。

第三に、我が国経済や国・県の動向をしっかりと把握し、時代の趨勢をとらえた的確な事業を考案すること。

平成25年9月の内閣府月例経済報告によると、景気は緩やかに回復しつつあると発表されている。各種政策の効果が発現し、地域経済についても確かな回復が期待される。本市においても、こうした経済の動向をとらえた事業を展開する一方で、政府の進める消費税率の引き上げや、地方行財政制度の再構築の動きにも対応していかなければならない。国・県の施策との協調といった視点も必要である。

以上のことを予算編成にあたっての基本的な考え方としつつ、下記の点にも注意して、平成26年度の予算編成に取り組んでもらいたい。

記

1 総括的事項

(1) 予算要求における各事業の経費の見積りにあたっては、最少の経費で最大の効果が得られるよう検討し、単年度のみならず将来に向けて持続可能な財政運営をめざすことを共通の認識とする。

また、各課で所管する分野ごとの事業計画の推進にあたっては、行政の強みを最大限活かし、データを収集・分析して、将来発生するであろう課題に対し、事前に解決すべく必要な予算を計上すること。

(2) 前例踏襲は認めない。事業仕分けを実施した事業だけでなく、すべての事務事業について、Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Action（改善）のPDCAサイクルの徹底を図り、決算の状況や行政評価結果も踏まえ、聖域なく見直しを行うことで事業の新陳代謝を加速し、社会情勢の変化に適切に対応すること。

(3) 市民を対象として行った各種調査の結果等により、潜在的な

部分も含め市民ニーズを的確に把握し、新たな市民サービスを提起し、市民生活の向上を図ること。

なお、新規事業を予算計上する際には、事業の推進による効果を具体的かつ明確にするとともに、事業実施期間における予定事業費の総額を明らかにすること。

(4) 新規事業の実施及び既存事業の廃止等の見直しに伴い、条例の制定や改廃等、議会の議決を要するものがある場合には、早急に、担当部局において所要の措置を講ずること。

(5) 国・県の予算編成の動向を的確に把握すること。

国の平成26年度の概算要求や消費税率の引き上げの影響など、国・県の施策等について、的確な情報の収集・把握に努め、新規事業の実施はもとより、新たに財源の付く可能性がある事業についても、積極的に取り込み、必要な予算を計上すること。

(6) 部局協働（連携）を念頭に、複数の部局にまたがる政策課題については、より体系的で効果的な予算を編成するという観点から、予算要求にあたっては、政策推進会議を活用するなど、あらかじめ関係する部局間で調整を行うこと。

(7) 市民協働や民間活力の活用を念頭に、民間を含めた市全体の財産を最大限に活用することにより、限られた職員数で効率的に質の高い市民サービスを提供していくことができるよう、政策課題に対応する仕組みを検討すること。

(8) 35の実行計画や各分野の計画に掲載されている項目のみならず、各部局とも、市民ニーズや時代の趨勢を的確にとらえた、本市の魅力向上に寄与する事業を企画立案すること。

各担当にあっては、ルーティンワークに安住せず、徹底した議論を行い、アイデア行政の視点をもって、ボトムアップで魅力ある事業を考案していくこと。

2 具体的事項

(1) 歳入関係

①原則

市税や地方交付税等については、経済情勢や過去の実績等を踏まえ、的確な見通しのもとに収入見込額を算出するとともに、一般財

源に限りがある財政状況を勘案の上、各種事業の執行にあたっては、国・県補助金や使用料・手数料等の特定財源の確保に努めること。

特に、国・県補助金については、国・県の施策や方針、補助制度を十分研究し、積極的に活用すること。

②市税の確保

市税は自主財源の根幹をなすものであり、重要な財源であるとの認識に立ち、課税の公正、負担の公平を期すとともに、自主財源である市税の確保がますます重要になっていることから、課税客体・課税標準の的確な把握及び徴収率の向上に一層努め、歳入の確保に万全を期すこと。

③歳入確保の推進

市税をはじめ負担金や貸付金等の滞納整理を強化し、収入未済額の削減に努めるとともに、徴収見込額について適切に歳入予算に計上すること。

また、国・県支出金を伴う事業については、市の施策上、真に必要なものを峻別し、その政策効果及び必要度・緊急度を十分検討し、必要なものは徹底して確保に努めること。

さらに、自主財源を発掘し確保するために、利用価値の低い市有財産について積極的に売却または賃貸借を行うなど有効活用を図るとともに、広告収入が期待できる事業についても検討すること。

④使用料・手数料の見直し

使用料及び手数料については、受益者負担の原則に則り、近隣市等他の地方公共団体や同種のサービスを提供する民間事業者の状況を十分に研究し、適正な金額かどうか十分吟味すること。

また、消費税率の引き上げが予定されていることから、その影響について整理し、適切な対応を図ること。

⑤市債の活用方針

財政構造の弾力性を確保し、健全な財政運営に資するため、財政健全化法による4指標の動向等に留意し、市債の活用にあたっては、後年度における財政負担を考慮するものであること。

したがって、元利償還金に対して後年度に交付税措置のある有利な事業への配慮など起債対象事業の選択に努め、安易に財源を市債に求めた事業計画とならないよう注意すること。

(2) 歳出関係

①原則

事業仕分けの結果も踏まえ、本市の行政サービス水準の現状や市民ニーズを的確に把握し、従来の概念にとらわれることなく、柔軟な発想で既存の制度・施策全般について、引き続き徹底した総点検・総見直しを行うこと。

特に、国・県の制度によらず、市が独自に実施しようとする新規事業については、事業の終期を設定し、事業開始後は、事業の効果を把握すること。

継続することとなった事業についても決算分析を徹底して行い、予算額との乖離が大きいものについては原因を究明し、事業の改善を図ること。

②補助金・負担金の見直し

補助金・負担金については、終期を設定するとともに、目的の達成度や社会情勢に即して必要性を検証すること。

また、補助金については、団体組織等運営費補助から事業費補助に考え方をシフトし、見直しを図ること。

なお、見直しに当たっては、関係者と十分な情報交換、協議を行い、理解を求めながら行うこと。

③物件費の見直し

物件費については、集中的に内容を精査・検証し、事業の効率化に向けて取り組むこと。

特に、委託料については、費用対効果の観点から、委託業務の範囲や内容について前例踏襲することなく、十分精査すること。また、新規に委託しようとする業務については、委託することが真に必要なかどうか、職員が直接行う場合と比較してどのような効果があるのかを十分に検討のうえ予算計上すること。

旅費については、新たな施策の具現化や、職員の資質向上につながる研修のための先進地等への旅費は、市民サービスの向上及び職員育成の観点から、積極的に予算計上すること。

需用費及び役務費については、決算額等を踏まえた上で必要性を十分に吟味し、経費の節減に努めること。

(3) 特別会計及び企業会計

独立採算の原則に立ち、徹底した経営努力による経費の削減・合理化や収納率の向上対策を講じ、歳入の確保に努めるとともに、経営体質の改善を行い、一層の経営基盤の強化に努めること。

特に、下水道事業については平成26年度の地方公営企業法適用に伴う適切な予算を計上すること。

また、赤字補てんを目的とした一般会計からの繰入金のある会計

にあつては、経営努力を行うとともに負担のあり方についての見直しを十分に行い、繰入金を抑制すること。

なお、具体的な予算編成方針等については、一般会計に準じること。